

F ポリマー添加剤

No.	物質名	制限	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBP	PEI	PCT	PEN	PPC	PVC	PVDC
3	アクリレート及びメタクリレートの コポリマー	<p>アクリル酸やメタクリル酸と飽和一価第 一アルコール(C1~C18)とのエステルと 次のモノマーの一つ又はそれ以上とのコ ポリマーアクリル酸及びメタクリル酸、ア クリルアミド及びメタクリルアミド、ア クリロニトリル、ブタジエン、スチレン及びα -メチルスチレン、塩化ビニリデン、\odot (PBT)アクリル酸エステルおよびメタクリ ル酸エステルの共重合体。品質は FDA177.1010に従うもの。\odot(PE)ジメチ ルアミノエチルメタクリレートを含む。</p> <p>▼アクリル酸メチル・エチル・ブチルの 移行量2mg/kg食品、あるいは2mg/8dm² 以下。\odot(PET)アクリル酸またはメタクリ ル酸のエステルの重合により得られる ホモポリマー。およびアクリル酸または メタクリル酸のエステルと、下記のモノ マーの一種もしくは二種以上の共重 合により得られるコポリマー。ならびに、 これらアクリル酸またはメタクリル酸の ホモポリマーまたはコポリマーと下記の モノマーからのホモポリマーまたはコポ リマーとの混合物。モノマーとして用い ることができるものは以下の通り。</p> <p>アクリルアミド、アクリロニトリル、アクリル 酸と脂肪族飽和一価アルコール(C1~ C18)とのエステル、ブタジエン、メタクリ ルアミド、メタクリロニトリル、メタクリル酸 と脂肪族飽和一価アルコール(C1~ C18)とのエステル、α-メチルスチレン、 スチレン、塩化ビニル、塩化ビニリデン、ア クリルおよび/またはメタクリル誘導体 から派生する構成単位を50%以上含む こと。\odot(PC,PET,PBT)ブタジエンとアク リル酸エステル及びメタクリル酸エステ ルの共重合体、ブタジエンを50%以上含 むもの(化審法No6-806)</p> <p>\odot(PA)メタクリル酸メチルとトリメチロー ルプロパントリメタクリレートとのコポリ マーに限る。\odot(PP,PA)メタクリル酸メチ ル・メチル・エチレングリコールビスメタ クリレート共重合体に限る。\odot (PC,POM)n-ブチルアクリレート・エチ ルアクリレート・メチルアクリレート・ビト ロキシエチルアクリレート共重合体\odot (PC)アクリロニトリル・アクリル酸アルキ ル・スチレン共重合体</p>	\odot \odot \odot \odot	-	\odot \odot	\odot \odot	\odot	-	-	\odot	-	-	\odot	\odot	\odot
F4-	1 塩化ビニルホモポリマー	塩ビ食品衛生協議会のポジティブ リストに従うもの。	-	\odot	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2 塩化ビニルコポリマー	塩ビ食品衛生協議会のポジティブ リストに従うもの。	-	\odot	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3 塩素化ポリ塩化ビニル	塩ビ食品衛生協議会のポジティブ リストに従うもの。	-	-	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	\odot

1. \odot PL物質名の範囲が限定されるもの。2.品質制限は各樹脂共通。 \odot 個別に品質規格のあるもの。3. \odot 使用可、制限なし。4. 使用不可。5. \blacktriangle 用途制限。6. 無印。数字・赤字・添加量以下。7. Δ 残存量以下。8. \square 移行量mg/kg以下。9. ∇ 溶出量ppm以下。10. その他。

F ポリマー添加剤

No.	物質名	制限	PET	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBP	PEI	PCT	PEN	PPC	PVC	PVDC
6	ポリビニルアルコール	ポリビニルアルコールのポジテイブリストに従うもの。 *4wt%水溶液の20°Cにおける粘度が20cp以上のもの	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	*
15-	エラストマー															
1	ポリイソブチレン	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。 ▲(PVC) シーリングガセット用は使用量1%以下	-	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	▲	
2	ブチルゴム	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	塩素化ブチルゴム	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	ポリブタジエン	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。(PET) ブタジエンが最終製品中に1mg/kgまたは1%以下	▼△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	スチレンブタジエンゴム	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	アクリロニトリルブタジエンゴム	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	ポリイソブレン	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	クロロブレンゴム	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
9	シリコンエラストマー	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○		
10	ポリウレタン	●最終製品より遊離イソシアネートおよびエチレングリコールが移行しないこと。 ◎1,6-ヘキサメチレンジイソシアネートと1,4-ブタンジオールとのポリウレタン	○	●	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎
11	天然ゴム	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
12	ポリエステルエラストマー	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○		
13	ポリイソブテン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

1◎PL物質名の範囲が限定されるもの。2品質制限は名樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3○使用可。制限なし。4-使用不可。5▲用途制限。6無印 数字 添加量以下。7△残存量以下。8▼移行量mg/kg以下。9▽溶出量ppm以下。10*その他。

F ポリマー添加剤

No.	物質名	制限	PET	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBP	PEI	PCT	PEN	PPC	PVC	PVDC
F6-1	その他のポリマー															
F6-1-1	ナイロン	ナイロンのポジティブリストに従うもの。*A3-3、F6-10との合計添加量	○	-	○	*1.5	-	○	○	○	○	-	-	○		○
F6-1-2	テレフタル酸トリメチルヘキサメチレンジアミン縮合物	ナイロンのポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
F6-1-3	ポリテトラメチレングリコール変性ナイロン12		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
F6-2-1	ポリエチレンテレフタレート	ポリエチレンテレフタレートのポジティブリストに従うもの。	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○		
F6-2-2	ポリブチレンテレフタレート	ポリブチレンテレフタレートのポジティブリストに従うもの。	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○		
F6-2-3	ポリアリレート	ポリアリレートのポジティブリストに従うもの。 ●(PEI)及びFDA177.1555に従うもの	○	○	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-		
3	ポリ塩化ビニリデン	塩化ビニリデン衛生協議会のポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		○
4	ふつ素樹脂	ふつ素樹脂のポジティブリストに従うもの。	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○		
7	ポリカーボネート	ポリカーボネートのポジティブリストに従うもの。	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○		
8	ポリアセタール	ポリアセタールのポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-		
9	ポリアリルサルホン	ポリアリルサルホンのポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-		
10	メラミン樹脂	合成樹脂工業協会のメラミン樹脂のポジティブリストに従うもの。 *A3-3、F6-1-1との合計添加量	-	-	-	*1.5	-	-	-	-	-	-	-	-		
11	フェノール樹脂	合成樹脂工業協会のフェノール樹脂のポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		○
12	エポキシ樹脂	FDA175.300 (D) (3) (viii) (a)に従うもの	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		○
13	石油炭化水素樹脂	シクロペンタジエン型のみ	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-		○
15	水素化石油炭化水素樹脂	*油性食品用への添加量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		○
17	ポリフェニレンエーテル	ポリフェニレンエーテルのポジティブリストに従うもの。	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○		
18	テルペン樹脂	α-ピネン、β-ピネン又はジペンテンからなるポリマー。酸価5以下。酸化値5以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		○
20	フッ化ビニリデンヘキサフルオロプロピレン共重合体	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジティブリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
21	ペンゾクアミン樹脂	最終製品が昭和34年厚生省告示第370号(厚告20号昭57号を含む)のホルマリン規制に合格すること。	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-		
26	ポリメタクリルスチレン	ポリメタクリルスチレンのポジティブリストに従うもの。	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
27	ポリフェニレンサルファイド	FDA 177.2490に従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○		

①R:物質名の範囲が限定されるもの。2品質制限は各樹脂共通。●:個別に品質規格のあるもの。3○:使用可。制限なし。4-:使用不可。5△:用途制限。6無印:数字・添加量以下。7△:残存量以下。8▽:移行量以下。9▽:溶出量以下。10*その他の。

F ポリマー添加剤

No.	物質名	制限	PET	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBP	PEI	PCT	PEN	PPC	PVC	PVDC
28	水素化テルペン樹脂	軟化点118°C~138°C. 元素価20以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	ポリメチルシルセスキオキサン	西独BGW-XV-11の規定に従うもの。	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	水添ポリシクロペンタジエン樹脂	鉱油を蒸留して得られる80~180°Cの潤分を原料とする混合物。(主にシクロペンタジエンとそのダイマーを含む)の重合により得られたものを、重合に引き続いて水添したものを。得られた樹脂は次の規格を満たすこと。140°Cの粘度2000cp以上。軟化点95°C以上。臭素価2以下。灰分0.1%以下。10%トルエン溶液の色22セイボルト以下。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	ヒドロキシ安息香酸ポリエステル	ヒドロキシ安息香酸ポリエステルポジテイルリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-
32	ポリシクロヘキシレンジメチレンテレフタレート	ポリシクロヘキシレンジメチレンテレフタレートのポジテイルリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-
33	ポリエチレンナフタレート	ポリエチレンナフタレートのポジテイルリストに従うもの。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
34	ポリエーテルイミド	ポリエーテルイミドのポジテイルリストに従うもの。	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
35	α-メチルスチレンビニルトルエンのコポリマーを水素添加した樹脂	FDA 178.3610に従うもの。 ▲厚さ0.002インチ以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	エチレンブチルアクリレート-酸化炭素共重合体		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	ポリエステルカーボネート	ポリエステルカーボネートのポジテイルリストに従うもの。	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	ポリ-ε-カプロラクトン	分子量10000以上。樹脂に対し生分解性を付与しないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39	分岐ポリカーボネート	分岐剤はトリス(バラヒドロキシフェニル)エタンに限る。分岐剤の添加量2.0%以下。	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	フ化ビニリデン・テトラフルオロエチレンヘキサフルオロピレン共重合体	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジテイルリストに従うもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41	無水マレイン酸変性ポリフェニレンエーテル	酸付加量2.5mol%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	テレフタル酸ジメチル1,4-ブタンジオール, α-ヒドロ-ω-ヒドロキシポリ(オキシテトラメチレン)の重合体	ゴム製食品用器具及び容器包装に関するポジテイルリストに従うもの。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43	エチレン/1,3-フェニレンイソフタレート/テレフタレートコポリマー	▲使用温度100°C以下。脂肪性食品用には70°C以下。FDA § 177.1345の(a), (b), (c), (d)項に合致すること	▲30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

1)P1物質名の範囲が限定されるもの。2)品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3)使用可。制限なし。4-使用不可。5▲用途制限。6無印。数字。添加量%以下。7△残存量%以下。8▼移行量mg/kg以下。9▽抽出量ppm以下。10+その他。

F ポリマー添加剤

No.	物質名	制限	PEI	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBP	PEI	PCT	PEN	PPC	PVC	PVDC
44	メラミン、ホルムアルデヒド、アルキルモノアルコール(C1~C5)縮合物		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45	ポリエステル樹脂	FDA § 175.300 (vii) に適合するもの	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	エチレン/酢酸ビニル共重合体のケン化物															○
	塩化ビニル/酢酸ビニル共重合体とそのケン化物															○
	ポリ酢酸ビニル														○	
	ポリオキシエチレングリコールのアジピン酸エステル														○	
	塩素化パラフィン														○	
	塩化ゴム														○	
	4-アゾビス(2-アミノエチル)ニトリル														○	
	ポリビニルピロリドン														○	
	塩化ビニル・ポリオキシアルキル化ビスフェノールAジアクリレートグラフト共重合体														○	
	N-メチル-N-ピペリジン(2-メチレンプロピオニル)アミン・メチルメタクリレート共重合体	窒素含有量: 4.0~8.0% 分子量(重量平均): 50,000~200,000 二次転移温度(Tg): 125~160°C													○	
	ポリプロピルアミドとテレフタル酸/1,4-ブタンジオール/アジピン酸共重合体のブロックポリマー														20	
	天然物およびその誘導体															
	メチルセルロース															○
	エチルセルロース															○
	セルロースアセテート															○
	セルロースアセテートブチレート															○
	カルボキシメチルセルロース															○
	ナトリウムカルボキシメチルセルロース															○
	ヒドロキシエチルセルロース															○
	ヒドロキシプロピルセルロース															○
	ヒドロキシプロピルメチルセルロース															○
	エチルヒドロキシエチルセルロース															○
	ニトロセルロース															○
	澱粉															○
	ゼラチン															○
	デキストリン														○	○
	カゼイン														○	○
	アルギン酸のナトリウムおよびカリウム塩															○
	アラビアゴム															○
	パラフィン															○
FZ-	商品名表示物質															
1	エバール® (Eval)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

1) PL物質名の範囲が限定されるもの。2) 品質制限は各樹脂共通。● 個別に品質規格のあるもの。3) 使用可。制限なし。4~使用不可。5) 用途制限。6) 兼用。数字。添加量以下。7) Δ 残存量以下。8) ▼ 移行量mg/kg以下。9) ▼ 溶出量ppm以下。10) その他。

F ポリマー添加剤

No.	物質名	制限	PET	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBP	PEI	PCT	PEN	PPC	PVC	PVDC	
2	SM. (略号NYMXD-6)	▲200μ以下のフィルムに限る。	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	ペルブレン(Peliprene)		20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	ペルブレン81A		20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	三井PETB010	▲使用温度70℃以下	▲30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	バイロン	▲100℃以下で使用のこと	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	NOVAPEXU-110	▲100℃以下で使用のこと	▲25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	ソアレジンACA	▲油性食品には使用できない	-	-	▲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	セプトン4055	▲油性食品には使用できない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	セプトン2043	▲油性食品には使用できない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11	セプトン2104	▲PE 脂肪性食品用には使用できない。 ◎PP 非脂肪性食品用添加量。 *脂肪性食品用100℃以下での添加量。 **100℃を超えるときの添加量。 ◎PS 非脂肪性食品用添加量。 *脂肪性食品用70℃以下での添加量。 **100℃以下での添加量。 ***SPSには添加量15%以下。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	ダイナロンI320P	▲油性食品には使用できない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	デンカIP (DENKAIP)MS-N		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	ダイナロン1910P	▲油性食品には使用できない	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	セプトン-8006	▲油性食品に限る	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
16	ハイブラ-7125		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	ダイナロン4600P		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	アルコンP-115 アルコンP-25 アルコンP-140	PE *脂肪性食品用の厚さ38μ以下の場合の添加量 **厚さ43μ以下の場合の添加量 PP *脂肪性食品用の厚さ50μ以下の場合の添加量 **厚さ40μ以下の場合の添加量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	RB8550	▲70℃以下での使用に限る	▲30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
21	KRATON G1651	▲脂肪性食品用に限る	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
22	セプトン2002	▲非脂肪性食品用に限る	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

①PL物質名の範囲が限定されるもの。2品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3○使用可。制限なし。4-使用不可。5▲用途制限。6無印。数字、添加量以下。7△残存量以下。8▼移行量mg/kg以下。9▽溶出量ppm以下。10+その他。

G その他(1)

No.	物質名	制限	PET	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBP	PEI	PCT	PEN	PPC	PVC	PVDC
G1-	水酸化物															
1	水酸化ナトリウム	*ポリマー中で中和されていること	*	*	*	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-
2	水酸化カリウム	*ポリマー中で中和されていること	*	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
G2-	炭酸塩															
1	炭酸ナトリウム	*ポリマー中で中和されていること	*	*	*	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-
2	炭酸カリウム		○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
G3-	塩化物															
5	塩化カルシウム		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
G4-	硫酸塩															
1	硫酸ナトリウム	△PS, G3-5, G4-1, G4-2, G5-1 との合計残存量	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	硫酸マグネシウム	品質は食品添加物公定書に従うこと	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
4	硫酸カリウム	品質は食品添加物公定書に従うこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	硫酸マンガン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	硫酸第一鉄		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	焼明ばん		○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
	硫酸銅(0~5水塩)	シーリングガスケット用に限 定、油性食品は除く、液状ミル ク(母乳代替品)は除く、使用量 はCu換算0.17%以下(硫酸第二銅) 水準として0.5%以下、品質は食 品添加物公定書に従う													○	
G5-	りん酸塩															
1	りん酸ナトリウム		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	りん酸カルシウム		-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-
6	ピロリン酸ナトリウム		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	トリポリリン酸アルミニウム		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	オルトリリン酸亜鉛	食品への移行量、亜鉛として 50ppm以下	-	*	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	りん酸アルミニウム		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	トリポリリン酸ナトリウム		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

①P1物質名の範囲が限定されるもの。2品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3○使用可。制限なし。4-使用不可。5△用途制限。6無印。数字。添加量%以下。7△残存量%以下。8▼移行量mg/kg以下。9▽溶出量ppm以下。10*その他。

G その他(1)

No.	物質量	制限	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBP	PEI	PCT	PEN	PPC	PVC	PVDC
GZ	商品名表示物質														
1	EC-1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	ShenNucleatingAgent又はAl-PIBBA (Shell)	Al含有量6.2~6.6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	ピロリンM	▲重合中の液中に使用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	アデカスタブNA-10		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	NC-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	ゲルオールMD	レ-グルタミン酸ナトリウムの添加量10%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ゲルオールMD-R		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ゲルオールMD-H		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	タイク	▲100°C以下で使用のこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	EC-4	▲100°C以下で使用のこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	アデカスタブNA-11、NA-aaUF、NA-11UY		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	モディバ-400	△残存モノマー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	NR-B	▲厚さ30µm以下に限る	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	ゲルオールDH		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	ピロリンA		2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	EC-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	UNILEX-AL		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	アデカスタブNA-20		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	ビス(4-メチルベンジリデン)ソルビトール		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	EC-10		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	ハイドランHW-345	トリレンジイソシアネートの含量:1mg/kg以下。 トリエチルアミンの溶出量:0.05mg/kg以下。	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	AGN-131		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	モディバ-F3400	▲100°C以下での使用に限る *固形分として添加量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	バインクリスタルKM-1600		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	エヌジェスタ-NU-100		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

①PI 物質名の範囲が限定されるもの。2品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3O使用可。制限なし。4-使用不可。5▲用途制限。6黒印:数字。添加量以下。7△残存量以下。8▽移行量mg/kg以下。9▽溶出量ppm以下。10*その他。

H その他(2)

No	物質名	制限 過酸化物の分解生成物の合計残存 量	PET	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBP	PEI	PCT	PEN	PPC	PVC	PVDC
H1-	ジアルキルパーオキシライド															
1	ジ-tert-ブチルパーオキシライド		-													
2	ジクミルパーオキシライド		-													
3	1,3-ビス(t-ブチルパーオキシイソプロピル)ベンゼン		-													
4	2,5-ジメチル-2,5-ジ(t-ブチルパーオキシ)ヘキサン		-													
5	2,5-ジメチル-2,5-ジ(t-ブチルパーオキシ)ヘキサン-3		-													
6	t-ブチルクロミルパーオキシライド		-													
7	3,6,9-トリエチル-3,6,9-トリメチル-1,4,7-トリパーオキシナフテン		-													
H2-	ジアシルパーオキシライド															
1	ジプロピオニルパーオキシライド															
4	ペンゾイルパーオキシライド		-													
5	ジアセチルパーオキシライド		-													
H3-	パーオキシエステル															
1	t-ブチルパーオキシアセテート	*分解生成物の残存	-													
2	t-ブチルパーオキシプロピオネート		-													
3	t-ブチルパーオキシブチレート		-													
4	t-ブチルパーオキシイソブチレート		-													
5	t-ブチルパーオキシピバレート	▼移行量0.05mg/kg 食品又は0.05mg/6dm ² 以下	-													
6	t-ブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート		-													
7	t-ブチルパーオキシ-3,5,5-トリメチルヘキサノエート	▼移行量0.05mg/kg 食品又は0.05mg/6dm ² 以下	-													
8	t-ブチルパーオキシジエチルアセテート		-													
9	t-ブチルパーオキシベンゾエート		-													
H4-	パーオキシカーボネート															
1	ジイソプロピルパーオキシジカーボネート		-													
2	ジ-n-ブチルパーオキシジカーボネート		-													
4	ジ-2-エチルヘキシルパーオキシジカーボネート		-													
5	ビス(4-t-ブチルシクロヘキシル)パーオキシジカーボネート		-													
6	t-ブチルパーオキシイソプロピルカーボネート		-													
H5-	ヒドロパーオキシライド															
1	t-ブチルヒドロパーオキシライド		-													
2	クメンヒドロパーオキシライド	▼移行量0.05mg/kg 食品又は0.05mg/6dm ² 以下	-													
3	p-メンタンヒドロパーオキシライド	▼移行量0.05mg/kg 食品又は0.05mg/6dm ² 以下	-													

1)①PL物質名の範囲が限定されるもの。2)品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3)O使用可。制限なし。4-使用不可。5▲用途制限。6無印 数字:添加量3以下。7△残存量3以下。8▼移行量mg/kg以下。9▽溶出量ppm以下。10*その他。

H その他(2)

No.	物質名	制限	PEI	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBP	PEI	PCT	PEN	PPC	PVC	PVDC
4	ピネンヒドロパーオキシド		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	p-(α-ヒドロパーオキシ)ソプロピル)クメン	▼移行量0.05mg/kg 食品又は 0.05mg/6dm ² 以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	1,3-ビス(α-ヒドロパーオキシ)ソプロピル)ベンゼン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	1,4-ビス(α-ヒドロパーオキシ)ソプロピル)ベンゼン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H6-	パーオキシケタール		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1,1-ジ(テ-ブチルパーオキシ)-3,5-トリメチルシクロヘキサノール	▼移行量0.05mg/kg 食品又は 0.05mg/6dm ² 以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	2,2-ジ(テ-ブチルパーオキシ)ブタノール	▼移行量0.05mg/kg 食品又は 0.05mg/6dm ² 以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1,1-ジ(テ-ブチルパーオキシ)エタン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	2,2-ジ(テ-ブチルパーオキシ)ヘキサノール	▼移行量0.05mg/kg 食品又は 0.05mg/6dm ² 以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H8-	その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	ナトリウムホルムアルデヒドスルホキシレート		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

可塑剤

No.	物質名	制限	PET	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBP	PEI	PCT	PEN	PPC	PVC	PVDC
	フタル酸エステル															
	フタル酸ジエチル	◎(PVC) 生肉包装用には使用できない													◎	
	フタル酸ジ-n-ブチル	◎(PVC) 生肉包装用には使用できない													◎	
	フタル酸ジヘキシル	次の食品にのみ使用可 (1) 非酸性水性食品: 塩または糖またはその両方を含有できる (pH5.0以上) (2) 水中油滴型エマルジョン: 高濃度または低濃度の脂肪を含有するもの (3) 飲料品: アルコールを含まぬもの (4) 表面に遊離脂肪のない乾燥固型食品													○	
	フタル酸ジ-n-ブチル	次の食品にのみ使用可 (1) 水性食品 (2) 高含水食品 (3) 乳製品およびその変性品 (4) アルコール性食品 (5) 脂肪性食品、ただし使用量25%以下 (6) 表面に遊離脂肪のない乾燥固型食品													○	
	フタル酸ジオクチル (n-オクチル、2-エチルヘキシル、i-オクチル(オキソ)を含む)														○	
	フタル酸ヘプチルノニル (C7, C9の脂肪族アルコールから作られたもの)	◎(PVC) 生肉包装用には使用できない													◎	
	フタル酸n-オクチルn-デシル (C8, C10の脂肪族アルコールから作られたもの)														30	
	フタル酸ジデシル (n-デシル, i-デシルを含む)	i-デシルは原料により(i)(ii)に分類する。 (i) 化合物の原料のイソソデカノールはC3留分より合成 (ii) 化合物の原料のイソソデカノールはC4留分より合成 ◎(PVC) 生肉包装用には使用できない													30	
	フタル酸ブチルベンジル	◎(PVC) 生肉包装用には使用できない													33	
	フタル酸ジシクロヘキシル	◎(PVC) フタル酸エステルが、フタル酸として最終製品中10%以下、室温を越えない用途に限定。													◎	

1) ①PL物質名の範囲が限定されるもの。2) 品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3) ①使用可。制限なし。4-使用不可。5) ①用途制限。6) 無印: 数字、添加量以下。7) ①残存量以下。8) ①移行量mg/kg以下。9) ①溶出量ppm以下。10) その他。

可塑剤

No.	物質名	制限	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBP	PEI	PCl	PEN	PPC	PVC	PVDC
	フタル酸ジブチルグリコレート	制限 (1) 平均厚み0.127mm(0.005in)以下 (2) 使用量43%以下 (3) 水性食品、乳製品およびその変性品(水中分散型エマルジョン)、表面に油脂の遊離のない乾燥型食品に限定 (4) 室温を越えない用途												○	
	フタル酸ジイソニル	(1) 平均厚み0.127mm(0.005in)以下 (2) 使用量43%以下 (3) 水性食品、乳製品およびその変性品(水中分散型エマルジョン)、表面に油脂の遊離のない乾燥型食品に限定 (4) 室温を越えない用途												○	
	脂肪族二塩基酸エステル アジピン酸ジニブチル	次の食品にのみ使用可 (1) 水性食品 (2) 高含水食品 (3) 乳製品およびその変性品 (4) アルコール性食品 (5) 脂肪性食品、油脂含量40%以下の食品に限る (6) 表面に遊離脂肪のない乾燥型食品												○	○
	アジピン酸ジオクタール(2-エチルヘキシルを含む)	(1) 使用量5%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み1.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (2) 使用量12%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (3) 使用量24%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.127mm(0.005in)以下であって、油脂含量30%以下の食品に限定 (4) 使用量35%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.051mm(0.002in)以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定												○	
	アジピン酸ジイソニル	(1) 使用量5%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み1.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (2) 使用量12%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (3) 使用量24%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.127mm(0.005in)以下であって、油脂含量30%以下の食品に限定 (4) 使用量35%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.051mm(0.002in)以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定												○	
	アジピン酸ジ-n-オクタール	次の食品にのみ使用可 (1) 水性食品 (2) 高含水食品 (3) 乳製品およびその変性品 (4) アルコール性食品 (5) 脂肪性食品、油脂含量40%以下の食品に限る (6) 表面に遊離脂肪のない乾燥型食品												35	○

1) ①は物質名の範囲が限定されるもの。2) 品質制限は各樹脂共通。● 個別に品質規格のあるもの。3) 使用可。○ 使用不可。4-使用不可。5-用途制限。6 解印: 数字: 添加量%以下。7-△ 残存量%以下。8-▼ 移行量mg/kg以下。9-▽ 溶出量ppm以下。10-その他。

可塑剤

No.	物質名	制限	PET	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBP	PEI	PCT	PEN	PPC	PVC	PVDC
	アジピン酸ジデシル (n-デシル, i-デシルを含む)	制限 i-デシルは原料により(i)(ii)に分類する。 (i)化合物の原料のイソデカノールはC3留分より合成 (ii)化合物の原料のイソデカノールはC4留分より合成													○	○
	アジピン酸n-オクタチルn-デシル (C8, C10の脂肪酸アルコールから作られたもの)	(1)使用量5%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み1.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (2)使用量12%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (3)使用量24%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.127mm(0.005in)以下であって、油脂含量30%以下の食品に限定 (4)使用量35%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.051mm(0.002in)以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定													○	○
	アジピン酸ジ-n-アルキル (C6, C8, C10(主としてC8, C10)の脂肪酸アルコールから作られたもの)	(1)使用量5%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み1.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (2)使用量12%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (3)使用量24%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.127mm(0.005in)以下であって、油脂含量30%以下の食品に限定 (4)使用量35%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.051mm(0.002in)以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定													○	

1)PL物質名の範囲が限定されるもの。2)品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3)C使用可。制限なし。4-使用不可。5▲用途制限。6無印-数字-添加量以下。7△残存量以下。8▼移行量mg/kg以下。9▽溶出量ppm以下。10-その他。

可塑剤

No.	物質名	制限	PEI	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBP	PEI	PCT	PEN	PPC	PVC	PVDC
	アジピン酸ジ-n-アルキル (C6~C10の脂肪族アルコールから作られたもの)	(1) 使用量5%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み1.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (2) 使用量12%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.5mm以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定 (3) 使用量24%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.127mm(0.005in)以下であって、油脂含量30%以下の食品に限定 (4) 使用量35%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.051mm(0.002in)以下であって、油脂含量40%以下の食品に限定													○	
	セバシン酸ジ-n-ブチル	◎(PVC)使用量は他の可塑剤と合計で35%以下													◎	○
	セバジン酸ジオクテチル (n-オクタール、2-エチルヘキシルを含む)	◎(PVC)シーリングガスケット用は使用量2%以下。													◎30	○
	アゼライン酸ジ-n-ヘキシル	(1) 非脂肪性食品に限定 (2) 使用量24%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.077mm(0.003in)以下であって、油脂含量30%以下の食品に限定													○	○
	アゼライン酸ジ-2-エチルヘキシル	使用量24%以下 ただし、食品と接触する重合物の平均厚み0.077mm(0.003in)以下であって、油脂含量30%以下の食品に限定													○	
	リン酸エステル															
	リン酸ジフェニル-2-エチルヘキシル	◎(PVC)使用量は他の可塑剤と合計で35%以下													◎	○
	ヒドロキシ多価カルボン酸エステル															
	アセチルケエン酸トリエチル														○	○
	アセチルケエン酸トリブチル														○	○
	アセチルケエン酸トリ-2-エチルヘキシル														○	
	クエン酸トリブチル														○	
	クエン酸モノ、ジ、トリステアリル														○	

1)◎は物質名の範囲が限定されるもの。2品質新限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3◎使用可。制限なし。4--使用不可。5▲用途制限。6無印:数字:添加量%以下。7△残存量%以下。8▼移行量mg/kg以下。9▽溶出量ppm以下。10*その他。

可塑剤

No	物質名 脂肪酸エステル	制限	PEI	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBP	PEI	PCT	PEN	PPC	PVC	PVDC
	12-アセチルリシノール酸メチル														○	○
	バルミチン酸エチル														3	
	ステアリン酸-n-ブチル														5	
	ステアリン酸アミル														○	
	オレイン酸ブチル														30	
	水添ロジンメチルエステル	酸価4~8, n20D1.5170~1.5205, η23~66poise(25°C)													○	
	トリメチロールプロパン酢酸トリ エステル															○
	トリメチロールプロパンラウリン 酸トリエステル															○
	トリメチロールプロパンバルミチ ン酸トリエステル															○
	トリメチロールプロパンイソヘキ サデカン酸トリエステル															○
	ペンタエリスリトールモノオレイ ン酸															○
	ペンタエリスリトールジオレイン 酸															○
	ペンタエリスリトールジミリスチ ン酸															○
	ペンタエリスリトールモノミリス チン酸															○
	多価アルコールエステル															
	グリセリントリアセテート														○	
	グリセリントリプロピオネート														○	
	グリセリントリブチレート														○	
	グリセリントリヘブノエート														○	
	トリエチレングリコールジカブリ レート														30	
	トリエチレングリコールジカブ レート														30	
	2,2,4-トリメチル1,3-ペンタン ジオール-ジ-ブチレート														15	
	グリセリン酢酸脂肪酸エステル	品質は食品添加物公定書 ◎(PVC)ライヘルトメイトセル価75 ~200														◎

1)PL物質名の範囲が規定されるもの。2品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3○使用可。制限なし。4-使用不可。5△用途制限。6無印・数字・添加量以下。7△残存量以下。8▽移行量mg/kg以下。9▽溶出量ppm以下。10+その他。

可塑剤

No	物質名	制限	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBP	PEI	PEI	PCF	PEN	PPC	PVC	PVDC
	エポキシ系可塑剤															
	エポキシ化大豆油														○	
	エポキシ化アマニ油														○	
	エポキシ化サフラワ-油														○	
	エポキシ化アマニ油脂肪酸ブチル	オキシラン酸素7.8%以上、ヨウ													○	
	エポキシステアリン酸オクチル (i	素価5以下													○	
	ーオクチル, 2-エチルヘキシルを														○	
	含む)														○	
	3-(2-キセノキシ)-1,2-エポキシ														○	
	シプロパン														○	
	エポキシヘキサヒドロフタル酸ジ														34	
	ー2-エチルヘキシル														34	
	エポキシヘキサヒドロフタル酸ジ														34	
	ーn-オクチル														34	
	エポキシヘキサヒドロフタル酸ビ														34	
	ス(9,10-エポキシステアリン)														34	
	ポリエステル系可塑剤															
	ポリ(プロピレングリコール, アジ	◎ (PVC) 反応停止剤(ストツパー)													◎	
	ピン酸) エステル	を含まないものまたは下記のもの の使用 酢酸 ヤシ脂肪酸 クチルアルコール(n-, i-, 2-エチ ルヘキシルを含む) ドデシルアルコール(n-, i-を含 む)														
	ポリ(ブタンジオール, アジピン酸)	◎ (PVC) 反応停止剤(ストツパー)													◎	
	エステル (ブタンジオールは1,3-	を含まないものまたは下記のもの の使用 酢酸 ヤシ脂肪酸 クチルアルコール(n-, i-, 2-エチ ルヘキシルを含む) ドデシルアルコール(n-, i-を含 む)														
	及び/または1,4-から成る)															
	ポリ(ブタンジオール, アジピン酸)	◎ (PVC) 反応停止剤(ストツパー)													◎	
	エステル (ブタンジオールは1,2-	を含まないものまたは下記のもの の使用 酢酸 ヤシ脂肪酸 クチルアルコール(n-, i-, 2-エチ ルヘキシルを含む) ドデシルアルコール(n-, i-を含 む)														
	及び/または1,4-から成る)															

1)Pl 物質名の範囲が限定されるもの。2)品質制限は各種樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3)使用可。制限なし。4-使用不可。5)▲用途制限。6)無印: 数字: 添加量以下。7)△残存量以下。8)▼残存量以下。9)V 溶出量ppm以下。10)その他。

可塑剤

No	物質名	制限	PEI	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBPP	PEI	PCl	PEN	PPC	PVC	PVDC
	ポリ(プリピレングリコール, セバシン酸)エステル	<p>制限</p> <p>◎ (PVC) 反応停止剤(ストップパー)を含まないものまたは下記のものを使用 酢酸 ヤシ脂防酸 クチルアルコール(n-, i-, 2-エチルヘキシルを含む) ドデシルアルコール(n-, i-を含む)</p>													◎	
	ポリ(ブタンジオール, セバシン酸)エステル	<p>◎ (PVC) 反応停止剤(ストップパー)を含まないものまたは下記のものを使用 酢酸 ヤシ脂防酸 クチルアルコール(n-, i-, 2-エチルヘキシルを含む) ドデシルアルコール(n-, i-を含む)</p>													◎	
	ポリ(プリピレングリコール, フタル酸)エステル	<p>◎ (PVC) 反応停止剤(ストップパー)を含まないものまたは下記のものを使用 酢酸 ヤシ脂防酸 クチルアルコール(n-, i-, 2-エチルヘキシルを含む) ドデシルアルコール(n-, i-を含む)</p>													◎	
	ポリ(ブタンジオール, フタル酸)エステル	<p>◎ (PVC) 反応停止剤(ストップパー)を含まないものまたは下記のものを使用 酢酸 ヤシ脂防酸 クチルアルコール(n-, i-, 2-エチルヘキシルを含む) ドデシルアルコール(n-, i-を含む)</p>													◎	
	ポリ(エチレングリコール, アジピン酸)エステル	<p>◎ (PVC) 使用量: 他の添加剤と合計で33%以下 反応停止剤(ストップパー)を含まないものまたは下記のものを使用 酢酸 ヤシ脂防酸 クチルアルコール(n-, i-, 2-エチルヘキシルを含む) ドデシルアルコール(n-, i-を含む)</p>													◎	

1◎PL物質名の範囲が限定されるもの。2品質制限は各樹脂共通。●個別に品質規格のあるもの。3○使用可。制限なし。4-使用不可。5▲用途制限。6無印: 数字: 添加量以下。7△残存量以下。8▼移行量mg/kg以下。9▽溶出量ppm以下。10+その他。

可塑剤

No	物質名	制限	PET	PC	PVA	POM	PBT	PASF	PAR	HBP	PEI	PCT	PEN	PPC	PVC	PVDC
	ポリ(1,6-ヘキサジオール、ブタンジオール、アジピン酸)エステル	制限 ◎(PVC)反応停止剤(ストツパー)の含まないものまたは下記のものを使用 酢酸 ヤン脂防酸 クチアルコール(n-, i-, 2-エチルヘキシルを含む) ドデシルアルコール(n-, i-を含む)													◎	
	ポリ(アジピン酸、アゼライン酸、プロパンジオール)エステル(プロパンジオールは1,2-, 1,3-及び/または1,4-から成る)															○
	アジピン酸、グリセロールと飽和脂防族モノカルボン酸(06~022)の反応により得られるポリエステル															○
	マレイン酸プロピレングリコール・ポリエチレングリコール重縮合体															○
	その他															
	アルキルスルホン酸(012~020)クレゾールエステル														○	
	水素添加ポリブテン	臭素値3以下 粘度39セイボルト以上(99°C) 非脂肪性食品に限定													○	
	サリチル酸p-tert-ブチルフェニル														○	
	塩素化パラフィン														○	
	09芳香族炭化水素ホルムアルデヒド縮合オリゴマー	軟質用に限定し、他の可塑剤との併用のみとする。 ◎(PVC)使用量3.2%以下 比重:1.04~1.08 粘度:30~250(トルエン20%) 酸価:0.3以下 平均分子量:(数平均)350~700 ガラス転移温度°C:-30~-50 ホルムアルデヒドを検出しないうこと													◎	

1)PL物質名の範囲が限定されるもの。2)品質制限は各欄共通。●個別に品質規格のあるもの。3)O使用可、制限なし。4-)使用不可。5)用途制限。6)無印:数字、添加量以下。7)△残存量以下。8)▽移行量mg/kg以下。9)▽溶出量ppm以下。10)その他。